

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号

(セーフティネット保証5号) 認定要件の一覧

【認定要件】

★(イ)－①

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であって、最近3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少している中小企業者。

★(イ)－②

営んでいる複数の事業のうち、主たる事業が属する細分類業種が指定業種であって、主たる業種及び企業全体の双方について、それぞれの最近3か月間の売上高等が前年同期に比して、ともに5%以上減少している中小企業者。

★(イ)－③

複数の事業を営んでいる事業者で、その事業のうち1以上の指定業種に属する事業を営んでおり、下記の要件を満たす中小企業者。

①指定業種の最近3か月間の売上高等が前年同期比で減少等している。

②最近3か月間の前年同期の企業全体の売上高等に対して、①の減少額の割合が5%以上。

③企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。

※ 指定業種が複数ある場合は、合算した値でも可能(業種別で数字を出す必要はない)。

※ 複数ある指定業種のうち、増加している指定業種は①の減少額等には含めない。

(純粹に減少している指定業種の売上高等だけで見ると)

★(ロ－①) (原油高関連)

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であって、かつ、①原油等の最近1ヶ月における平均仕入れ単価が前年同時期と比較して20%以上上昇している、②売上原価に占める原油等の割合が20%以上である、③最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている中小企業者。

※ 原油等とは、原油、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス等を指します。

★(ロ－②) (原油高関連)

営んでいる複数の事業のうち、主たる事業が属する細分類業種が指定業種であって、かつ、主たる業種及び企業全体の双方について①原油等の最近1ヶ月における平均仕入れ単価が前年同時期と比較して20%以上上昇している、②売上原価に占める原油等の仕入価格の割合が20%以上である、③最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている中小企業者。

※ 原油等とは、原油、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス等を指します。

★(ロ－③) (原油高関連)

複数の事業を営んでいる事業者で、その事業のうち1以上の指定業種に属する事業を営ん

であり①指定業種の原油等の最近1ヶ月における平均仕入れ単価が前年同時期と比較して20%以上上昇している、②全体の売上原価に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が20%以上である、③指定業種の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っている、④企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っている中小企業者。

※ 原油等とは、原油、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス等を指します。